

	実績	評価
1 政府方針等		
○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。	本部の移転について、移転候補先、移転コスト等の検討を行っていたが、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月閣議決定)において交通安全環境研究所との統合等が決定したことを踏まえ、組織の見直しに係る検討に応じて、改めて検討を行うこととしている。	妥当であると認められる。
○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。	同上	妥当であると認められる。
○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。	法令で義務づけられている講習等、真に必要なものを除き公益法人に対し会費に類する支出を行わないこととしている。	妥当であると認められる。
2 財務状況		
(1) 当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	当期総利益は、道路運送車両法に基づく基準適合性審査の手数料収入(以下、「自己収入」と言う。)と業務運営経費の差により生じ、また、前中期計画期間中に自己収入によって取得した固定資産の減価償却費等に対応するものであり、業務運営に問題があることによるものではないと認められる。	妥当であると認められる。
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	利益剰余金は1,398百万円であり、うち1,148百万円は前中期目標期間中に自己収入で整備した固定資産の減価償却費等として今中期計画に繰り越すことが認められたものである(平成23年度に283百万円取り崩した結果、平成23年度期末では865百万円)。また、今後、自己収入で整備した固定資産の減価償却費が増加する一方、検査対象車両数の減少などにより自己収入が減少することを踏まえれば、過大な利益とは言えない。	妥当であると認められる。

	実績	評価
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当なし。	—
(3)運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	運営費交付金交付額(910百万円)に対して、運営費交付金債務(未執行)は高くない(29百万円)ため該当なし。	—
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	検査法人の運営費交付金の使途は、検査機器の老朽更新等に限られており、平成23年度における運営費交付金債務29百万円のうち、14百万円は足立事務所傾斜角度測定上屋の工期延長(H24年度完成予定)に伴う検査機器の未納によるものであり、翌年度に収益化する予定である。また、これ以外の運営費交付金債務は、契約差額によるものであり、中期計画の最終年度に全額収益化し、国庫に納付することになる。	妥当であると認められる。
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。	宿舎を保有していないため該当なし。	—

	実績	評価
○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ)利用実態の把握状況、ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)	保有する実物資産については、日常の検査業務や研修に不可欠なものである。	妥当であると認められる。
イ 金融資産		
○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 ⅰ)運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ⅱ)当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。	平成23年度に損失や資産評価損等が発生しておらず該当なし。 なお、検査法人の運営費交付金の使途は、検査機器の老朽更新等に限られており、平成23年度における運営費交付金債務29百万円のうち、14百万円は足立事務所傾斜角度測定上屋の工期延長(H24年度完成予定)に伴う検査機器の未納によるものであり、翌年度に収益化する予定である。また、これ以外の運営費交付金債務は、契約差額によるものであり、中期計画の最終年度に全額収益化し、国庫に納付することになる。	—
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	該当なし。	—
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。	該当なし。	—
(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	保有する実物資産については、日常の検査業務や研修に活用しており、活用が不十分なものはないため該当なし。	—
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	資産管理を適切かつ効率的に実施すること等を目的とし、規程を整備している。また、中央実習センターの一部施設の貸出を促進するためにホームページへの掲載等を実施している。	妥当であると認められる。
イ 金融資産		

政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」への対応について

別紙

	実績	評価
a) 資金の運用		
○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	該当なし。	-
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	該当なし。	-
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当なし。	-
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当なし。	-
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当なし。	-
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当なし。	-
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	該当なし。	-

	実績	評価
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	該当なし。	-
4 人件費管理		
(1) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	中期目標において、総人件費について、18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施する旨が指示されており、その目標を達成している。また、役職員の給与については、ラスパイレス指数95.6となっており、国家公務員の水準に照らし適切なものとなっている。	妥当であると認められる。
(2) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	法定外福利厚生費等については、国と同水準である。	妥当であると認められる。
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	契約事務実施細則等、契約に係る規程を整備している。また、本部役職員による事務所等への調査指導、監事監査等で運用の適切性を確保している。	妥当であると認められる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	上記に加え、一定額を超える随意契約を実施する場合は契約審査委員会の意見を徴することとしている。	妥当であると認められる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	契約について、真にやむを得ないものを除き一般競争入札としている。競争性のない随意契約については、平成23年度47件となっており、削減目標(74件)を達成している。なお、47件の内訳は、特定のもの以外では契約の目的を達成できない契約(国、公共料金、印刷局)39件、国との三者間契約8件である。	妥当であると認められる。
(3) 個々の契約		

	実績	評価
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	入札公告、落札結果等を公表している。また、契約監視委員会において随意契約の適切性等について点検されている。	妥当であると認められる。
6 内部統制		
○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。	事務所等への理事長巡視を実施し、ミッションの現場職員への周知徹底、リスクの把握・対応を実施している。また、監事監査において専門知識等を有する職員が補助する等、監事監査が一層適切に実施できる環境を整備している。さらに、監事監査の指摘事項は期限を付して対応を求めている。	妥当であると認められる。
7 関連法人		
○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。	該当なし。	—
○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。	該当なし。	—
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価		
○ 自然災害等に関するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。	自然災害等に係る緊急連絡要領や不当要求、安全対策に係るマニュアルを策定している。	妥当であると認められる。